

平成 2 5 年千葉市教育委員会会議
第 6 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成25年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 平成25年6月19日（水）

午後2時00分開会

午後3時55分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	委	員	長	内山 英夫
	委		員	和田 麻理
	委		員	篠原ともえ
	委		員	中野 義澄
	委		員	明石 要一
	教	育	長	志村 修

出席職員	教	育	次	長	小池よね子	学	事	課	長	小川 彰
	教	育	総	務	部	長	竹川 幸夫	教	職	員
	学	校	教	育	部	長	磯野 和美	指	導	課
	生	涯	学	習	部	長	原 誠司	保	健	体
	千	葉	高	等	学	校	長	三木千恵子	教	育
	稲	毛	高	等	学	校	長	山本 昭裕	セ	ン
	総		務		課	長	石野 隆史	タ	ー	
	企		画		課	長	大崎 賢一	所	長	
	学	校	財	務	課	長	山田 輝夫	山	本	
	学	校	施	設	課	長	小野 正嗣	利	一	
								橋	高	
								半	俊	
								澤	仁	
									司	

書	記	総	務	課	長	補	佐	山本 春樹	総	務	課	主	任	主	事	藤井 拓也	
		総	務	課	総	務	係	長	渡邊 実	総	務	課	主	任	主	事	佐久間 暁子
		総	務	課	経	理	係	長	滝田 希成	総	務	課	主	事			荒井 博行

- 1 開会
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
内山委員長より篠原委員を指名
- 4 会期の決定
平成25年6月19日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成25年第2回定例会会議録、第1回臨時会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第20号から議案第22号までを非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 千葉市立生浜中学校自然教室における生徒滑落死亡事故調査結果について
学事課長より報告があった。
報告事項(2) 平成25年5月1日現在の児童生徒数について
学事課長より報告があった。
報告事項(3) 平成26年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
教職員課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第14号 千葉市公民館管理規則の一部改正について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第15号 平成26年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第16号 平成26年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第17号 平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針に

ついて

指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第18号 平成26年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第19号 請願について

学事課長より説明があった後、審議。請願第2号について、不採択と議決した。

議案第20号 平成25年度補正予算について

学事課長及び指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第21号 財産の取得について

学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第22号 損害賠償額の決定及び和解について

学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 千葉市立生浜中学校自然教室における生徒滑落死亡事故調査結果について

内山委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(1)「千葉市立生浜中学校自然教室における生徒滑落死亡事故調査結果について」、報告します。

資料に基づき報告します。

千葉市立生浜中学校自然教室における生徒滑落死亡事故調査結果

1 本調査の目的

平成23年10月20日、高原千葉村で実施した自然教室に参加していた千葉市立生浜中学校2年生の生徒が、ウォークラリー中に崖から転落して亡くなる事故が発生した。現在、群馬県警により捜査が進められているが、教育委員会として独自に調べられる範囲において本件事故の事実を明らかにし、問題点を整理した上で、今後の再発防止に向けた対策を立てることを目的として、本調査を行った。

なお、警察の捜査は、現在も進められており、今後、捜査が完了し公表される内容と本調査の内容に相違が生じることも予想されるため、留意する必要がある。

2 事実

(1) ウォークラリーコースと職員配置

ウォークラリーは、班単位で参加するレクリエーションゲームで、コース図（別紙1参照）やコマ地図（別紙2参照）の指示に従って進み、与えられた課題を解決しながら、あらかじめ設定された隠しタイムで目的地を目指すもので、タイム得点と課題得点で順位が決まる（早すぎても減点となる。）。

今回の生浜中のウォークラリーコースは、コースの最初と最後の部分で、千葉村が紹介しているウォークラリーコースの一部を使用し、その間を事故の発生したハイキングコース（以下「本件ハイキングコース」という。）や一般道でつないだものとなっている。

また、ラリー中の職員配置は、生浜中の教頭以下12人の教員と3人の補助員（補助業務を行う学生）の合計15人であった。このうち、本件ハイキングコースには、3人の教員が配置された。

(2) 下見

今回の自然教室の下見は、次のとおり行った。

ア 平成23年3月3日・4日に教育委員会主催の現地説明会に教諭1人が参加した。

イ 平成23年9月24日に校長と引率予定教諭2人でウォークラリーコースを歩き、当初予定していたカップ公園から千葉村に向かう道の一部が分かりにくいことが判明したが、その他の危険箇所は特段確認されなかった。

(3) 入村後の千葉村との打合せと生徒への注意事項の伝達

ア 入村打合わせ

千葉村到着後、学校は、ウォークラリーにおける職員配置図を千葉村職員に提出し、千葉村職員は、本件ハイキングコースの難所である「急な上り」「急な下り」の地点（別紙1・3参照）の前後に職員が配置されていると考えた（実際には、配置された教員のそれぞれの判断で「危険と思われる場所」（別紙1の■・▲）に待機したため、当地点の前後には配置されていなかった。）。

イ 班長会議

ウォークラリー前日の班長会議で、担当教諭が、各班長に対し、次の注意事項を伝えた。

（ア）山道は急な斜面になっているので足場を確認すること。

（イ）ウォークラリーの目的は速さを競うものではないこと。

（ウ）危険な場所もあるので、班で一緒に行動し離れないこと。

（４）事故発生

本件事故で亡くなった生徒の属した班は、事故当日５人の生徒で構成されており、事故現場付近では、そのうち２人が先行し、他の３人はその後方を歩いていた。

後ろの３人が、急な上り坂を登り切り（別紙３参照）、本件谷に入って急な下りにさしかかろうとするところで、下の方から声が聞こえたので、本件事故が発生した沢筋（以下「本件沢筋」という。）にさしかかったときに、本件沢筋を進むべき道と誤認し、３人で下りて行った。

３人は、本件沢筋を十数ｍ下り、もう一段斜面が急になるところまで来たところで、もう進めないと考え、引き返そうとしたとき、亡くなった生徒は転がり落ちてしまった。

（５）本件沢筋の変化

千葉村職員によれば、本件沢筋は、もともと幅が５０～６０ｃｍほどであり、平成２３年９月３日に台風１２号が通過した後、同月６日に千葉村の作業員が本件ハイキングコースの踏査を行った際の本件沢筋は、それまでと変わらない状態であった。

平成２３年９月２１日にも台風１５号が通過したが、この台風は前記台風１２号よりも小規模であったため、踏査は行わなかった。

ところが、本件事故直後に本件沢筋を確認したところ、別紙３の拡大図のように幅が１．８～２．２ｍに広がっていたものである。

（６）平成２１年度の他中学校からの報告

ア 本件ハイキングコースについては、平成２１年度の自然教室を終えた他中学校から、次のような報告があった。

「・牧場跡への山道が一部危険なので改修を望みます。」。

※「牧場跡への山道」とは本件ハイキングコースのことである。

イ 報告を受けた教育委員会は、千葉村に伝えたが、千葉村からは、次のような回答があった。

「・ハイキングコースや山道は危険と思われる場所は多数ありますので、事前指導の際に十分伝え、事故の無いように注意してください。千葉村も看板等で表示はしておりますが、全てを行うことは不可能です。」。

ウ また、今回の事故を受け、教育委員会で、上記報告を行った教諭に聴き取りを行ったところ、生浜中とは逆向きに進んでい

たが、本件沢筋で道がよく分からなくなったという説明を受けた。

3 問題点の整理と再発防止に向けた対策

1 組織上の問題

問題点 教育委員会と千葉村の役割分担及び手順が不明確であったこと

(詳細) 平成21年度に他中学校から危険箇所についての報告がなされたが、千葉村は、当該中学校が「危険」と考えている箇所は、日頃から千葉村が対応してきた箇所(「急な上り」「急な下り」の地点)を指していると考えたため、具体的な学校への聴き取り等がなされなかった。

対策 学校から危険箇所等についての報告がなされた場合は、以下の手順で対応し、確実に安全対策がとられるように改善する。

- ・教育委員会(又は千葉村)は、学校から危険箇所についての聴き取りを十分行い、千葉村(又は教育委員会)に連絡する。

- ・千葉村は、直ちに現場を確認し、必要な措置を講ずる。

- ・直ちに改修等が完了しない場合は、教育委員会は、危険箇所が存在することを後続の学校に伝えるとともに、必要に応じてコースの変更を指導する。

- ・教育委員会は、改善の進行管理を行い、千葉村から改修等が完了したことの報告を受ける。

- ・教育委員会は、改善が完了したことを、必要に応じて後続の学校に知らせる。

問題点 学校内部のチェック体制が不十分であったこと

(詳細) 自然教室に係る計画策定は、担当教諭や実行委員会が案を作り、2年生の教諭の学年会議で検討され、教頭、校長の了解を得て確定するものであり、担当教諭以外の教諭によるチェック体制が非常に重要であるが、学年会議における検討や、その後の教頭・校長による検討の場においても、本件沢筋についての安全対策に関する具体的な指摘や助言がなされることはなかった。

対策 ・安全対策のチェックがどの学校でも確実になされるようにするため、教育委員会と千葉村が協議の上、チェックを行う観点や項目、過去の事故例などを記載した「安全確認チェックシート」を作成する。

- ・計画の策定は、担当者に任せるのではなく、必ず、学年会議、学年主任や経験者、更に管理職によるチェックなど重層的かつ組

織的なチェックを経ながら検討する。

2 危険性に対する認識の問題

問題点 本件ハイキングコースをウォークラリーに組み込んだこと

(詳細) 千葉村が紹介しているウォークラリーコースではない本件ハイキングコースは、道も細く、道の脇の斜面が急なところも多く、しかも、特に本件沢筋付近は、少し道を外れると、突然、約80～100mもの絶壁の上に出てしまうような地形にあり、千葉村作成の手引きでは、列の空間を空けないように前後の教諭は無線で調整を図るとともに、分岐点に教諭を配置するなど安全対策を図るよう注意が付され、教諭と生徒が一緒に列になって進む場合であっても道に迷うことがあると指摘されているにもかかわらず、生徒が班(少人数)で活動するウォークラリーのコースとして、本件ハイキングコース上には15人のうち3人の教員だけの職員配置で使された。

対策 ・本件ハイキングコースのように、ロープが設置されるほど勾配がきつい箇所があり、道も細く、道の脇の斜面も急であり、沢筋などの迷いやすい地形が存在するようなコースで班活動を実施しようとする場合は、教諭を短い間隔で多人数配置し、実施中だけ仮の案内標示を設置するなどの特別な措置を講じて安全対策を十分に図る必要があるが、そのような特別な措置(特に多人数の教諭の配置)は現実的に困難であるため、今後は、本件ハイキングコースのようにウォークラリーに適さないコースはもとより、千葉村が紹介し、用意する所定のコース以外のコースでは、ウォークラリーを行わないこととする。

・その他の班で活動する野外活動(オリエンテーリング等)についても、活動範囲や、職員配置方法の見直しを行うこととする。

問題点 職員配置場所が不明確であったこと

(詳細) 本件ハイキングコース上の職員の配置場所は、職員配置図で示されたものの、各配置場所の具体的な位置は、同図では明らかではなく、「雑木林の危険と思われる場所」との抽象的な記載がなされたただけであった。この結果、本件ハイキングコースに配置された3人の教諭は、それぞれ、自分が「危険」と考える場所に待機することとなり、これにより、「急な上り」「急な下り」の地点の前後には教諭が配置されないこととなった。

対策 野外活動における教諭等の配置場所は、誰がその場に赴

いても全く同じ場所で待機し、また、その役割も明確に分かるようにするため、次の改善を行う。

- ・千葉村は、各コースで職員が必ず配置されるべき場所を決め、地図で分かりにくい配置場所は現地に印をつけておく。

- ・学校は、自然教室細案において、職員配置場所とその役割を明確に示す。

問題点 本件沢筋の危険性に気付かなかったこと

(詳細) 本件沢筋では、亡くなった生徒の班以外の複数の生徒たちも、本件沢筋を道であると誤認していた。また、平成21年度にも、他中学校の教諭、生徒等が本件沢筋で迷っていた。しかし、本件沢筋については、生徒中の教諭3人が下見で通過した際や、事故当日に各職員配置場所に向かう教諭2人が通過した際にも、迷うなどの危険性があるという判断には至らなかった。

対策 大人が迷わず通過する場所であっても、中学生であれば迷う場合も考えられ、生徒の視点に立てば危険がどのように感じられるかなどを考慮する必要があるが、その隠れた危険性に気付いて予測するのは困難であり、そのような危険性に気付くためには、山の事故に関する過去の事故例や、チェックすべき観点等に関する知識が必要とされる場合もあるため、次の改善を行う。

- ・チェックを行う観点や項目、過去の事例などを記載した「安全確認チェックシート」を作成し、下見における危険性の予測がより確実になされるようにする。

- ・生徒の視点に立った危険性を把握するため、学校は、野外活動を実施した日の夜に開催される班長会議の議題に「安全面で気づいたこと」を追加し、「危険だと思ったこと」や「事故が起きそうな状況に出会ってヒヤリとしたこと」についての報告を受け、その内容を千葉村に伝え、前記の手順で対応する。

4 その他の問題点について

3で整理した問題点の他に、3の「学校内部のチェック体制が不十分であったこと」と同様の問題点により、緊急時の連絡体制が十分でなかったため、本件事故後、各教諭及び千葉村職員が携帯電話で様々に連絡を取り合うなどの状況となり、本件事故の発生から千葉村職員が消防に通報するまでに、約70分が経過したことが、本調査の過程で分かった。

このような通報の遅れを防止する対策として、中学校対象の自然教室の説明会において、緊急時の連絡体制を明確にし、緊急時

に迅速に対応できるようにすることを指示するとともに、「安全確認チェックシート」に、緊急時の連絡体制の作成についてのチェック項目を設けることとした。

5 終わりに

学校の野外活動においては、事故は起こり得るということを前提に、二重、三重の安全対策を考え、講じていくことが求められる。事故直後に市が行った記者会見においては、安全対策上の問題はなかったとの認識を示したが、本調査により、本件事故は、安全対策に関する組織的なチェック体制が十分機能していなかったなどの問題点が判明した。

また、本調査の結果、本件事故は、亡くなった生徒や他の生徒には、何ら責任がなく、学校や教育委員会等市側に責任があるとの結論に至った。

今後、同様の事故は二度と繰り返さないという決意を新たにするとともに、本件事故の教訓を踏まえた安全対策について、教育委員会、学校、千葉村それぞれの立場で責務を果たしていかなければならない。

以上、千葉市立生浜中学校自然教室における生徒滑落死亡事故調査結果の報告とさせていただきます。

教育委員会では、明らかとなった問題点について、安全管理に係る教育委員会と学校との役割分担の明確化や、校内チェック体制の強化等の対策を既に講じ、再発防止に努めています。今後も、本市の学校で実施している校外学習はもとより、全ての教育活動において児童生徒の安全安心を第一に考え、今後二度と同様の痛ましい事故が発生しないように、教育委員会と学校が取り組んでまいります。

この事故により亡くなられた生徒様並びにご遺族様には心からおわびを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

明 石 委 員 先ほど課長が読まれた最後の文言はどこに載っているのでしょうか。この資料にあることと、資料にない部分を今しゃべられていたのではないですか。この調査結果においては、最後に安全対策について教育委員会、学校、千葉村それぞれの立場で責務を果たしていかなければならないと終わっています。その後、何かしゃべりましたよね。どこに書いてあるのですか。

学 事 課 長 調査結果の中には書いてありません。

明 石 委 員 それは、なぜ書いていないのですか。その2つを分けた意味を説明してください。

学 事 課 長 調査結果としては今申し上げたところまでだったのですが、それに対する教育委員会事務局としての立場を申し上げたということです。

内 山 委 員 長 内容的にはそういうことですね。

学 事 課 長 はい。

明 石 委 員 それをもう一度文言でいただかないと、今、聞いて消えましたね。委員長、どうですか。

内 山 委 員 長 全部は残っていませんね。ただ、おわびの姿勢としてはわかります。

明 石 委 員 その辺のことを、こういった調査結果というのは事実であるとか対応策であって、気持ちの問題はこの文言にならないからとか何か言っていたかかないと、こちらとしては何か意図的に隠したかなという感じがする。

学 事 課 長 そのようなことはありません。

明 石 委 員 こういった調査結果というのはこの辺がやはり大事なのです。群馬県警の問題もあるのでとか、何かそういったことを言っていただいて、実は文言に残していないけれども口頭で説明しますとか言っていたかかないと、こちらとしては、突然、今言われましたから。そういった手続きは、はっきりしていただかないと。後から、私はやはり文言が欲しいですね。

学 事 課 長 ご指摘のように、ペーパーに残っている報告の部分と、それからそれ以外のコメントの部分がありましたので、この後の部分、コメントの部分については、また後ほどペーパーで差し上げたいと思います。

明 石 委 員 はい、後ほどですね。

次に、1の「事実」のところの(2)番の「下見」というのがありますね。私はここが非常に大事かと思っているのです。事前指導、事前講習として、3月の3・4日に教育委員会主催の現地説明会に教諭1人が参加したとのこと。この教諭は人事異動で残って、そのまま持ち上がったのでしょうか。多分、3月ですから、1年生の担任の先生が行ったのでしょうか。それが持ち上がって、自然教室に2年生で行っているのですね。問題は、教育委員会がどんな話をして、現地で確認して、持ち帰って、学校でこういうことがあるからやりましょうということを、どこまでや

ったかということを確認しないと。

非常に良くできている報告書であると思いますが、この部分で次にどうすれば良いかということがまだ見えてこないのです。これから行う場合の事前指導と言いましょいか、その辺のことが大事であると思い、気になりますので、お聞きします。

学 事 課 長 3月に行われた説明会ですが、基本的にはその次の年に参加する学年であるというのが前提で、教職員が参加するということになっていると把握しています。誰が行ったということについては、ちょっと今、資料を持っておりません。

明 石 委 員 それは後からまた確認してください。意外と人事異動があって、その連絡事項がなくて行く場合も多いのです。

問題は、その現地説明会でどのような報告をされたかを知りたいのです。千葉村の職員と教育委員会の担当者と会うので。

参加者は中学校の全員が参加されたのでしょうか。やはりペーパーで考える場合と現地に行って説明を受けて踏破するのと全然違うと思います。現地まで行っているということは、結構、良いことをやっていると思います。これは、何人が参加されていたのでしょうか。

保健体育課長 前期説明会は3月に、後期の説明会は8月に高原千葉村で実施しています。主に千葉村内の施設や用具の確認、千葉村近辺で行う活動場所の安全確認、書類提出上や活動内容に関する留意点の確認等を行っています。参加する教員は、基本的には自然教室の担当予定者が参加しています。なお、前期については28校、後期が29校ということでした。

明 石 委 員 次の(6)のイですが、千葉村の方が、非常に丁寧に言ってくれています。「山道は危険と思われる場所は多数ありますので、事前指導の際に十分伝え、事故の無いように注意してください。」という、このようなアドバイスを受けながら、中学校で、ウォークラリーは何校くらい実施して、何校は控えたのでしょうか。ほかの学校では生浜とは違った逆コースを歩いているとか、様々なケースがありますよね。その辺の事実がわかればと思います。かなり危険と言われているのに、あえて、良いのですよ、チャレンジというのは、だから自然教室があるので、良いのですが、それを受けて教育委員会と当該学校がどういった形で対応したかということ伺いたと思います。

保健体育課長 平成23年度の10月20日まで、事故当日ですが、それまで

の間は15校の実施です。なお、それ以降については、ウォークラリー並びにオリエンテーリング等についての活動は見合わせています。

内山委員長 本件ハイキングコースには、3人の教員が配置されたのですが、これは前例に倣ったような形ですか。

学事課長 お手元の別紙1が、当該ウォークラリーのコースになっています。その点線の部分が、いわゆるハイキングコースというところであり、黒い丸がついていますが、ここが職員の配置となっています。生浜中では平成21年度からこのような形で実施しています。その前例、昨年度の実績に倣って職員を配置したという形になっていると思われます。

和田委員 事故から1年半余りがたっており、途中経過なども報告いただいているのですが、改めて幾つかお聞きしたい点がありますので、わかる範囲で、現在の調査という範囲でお答えいただければと思います。

まず、4の「その他の問題点について」のところで、千葉村職員が事故の発生から消防に通報するまで約70分が経過したということが挙げられています。携帯電話で様々に連絡を取り合って混乱していたということが原因だというように書いてあるのですが、なぜ70分たってしまったのかということが詳しくわかれば、説明いただけますか。

学事課長 通報までに時間を要したというところですが、事故の発生が11時20分頃であったというように調査では把握しています。現場付近には教員は配置されていませんでしたので、近くにいた一緒にいる班の生徒さんとか、あるいはその前後の生徒さんから、初めに近くにいた先生に連絡が入り、その先生が近くにいたさらに違う先生に連絡したのが11時32分ということで、既に10分くらいたっており、子どもたちの話から何が起きたかということがよくわからない状態であったというように聞いています。教頭が事故を把握したのが、そこからさらに約10分後、11時43分頃というようなことでありました。ちょうど離れた場所におり、この場所にいませんでしたので少し時間がかかりました。そういったことで、千葉村の職員も含めてお互いに連絡を取り合うような状態になりまして、時間がかかってしまったということです。

和田委員 もちろんあってはならないことですが、何かあったときの連

絡体制について、このような屋外活動をする際に、今、携帯電話があります、携帯電話が通じない場合にはトランシーバーなどのほかの機器を利用するといったことも、今までもしてきたでしょうけれども、確実にそれを点検するということはもちろんお考えでしょうか。

学 事 課 長 当日本部に無線を置きまして、トランシーバーを4台携帯して4人の先生が持っていました。しかし、実際の連絡で使われたのは携帯電話でした。携帯電話が使えない場合も含めて、トランシーバーは教諭が持参していたということです。

和 田 委 員 コースの確認という点ですが、9月ですので台風が来ることは多く、特に都会にいる者にとっては、台風が来たときに自然の地形がどのように変わるかというのは全く想像ができない、想像を超えるような部分があると思います。やはり屋外活動をする際には、このような山岳地帯ではないとはしても、その日の朝、直前の時間に危険箇所があるかないかという視点で、もう一度確認をすることが大事だと思います。今回もそれぞれの地点に先生方が向かうときに通っているわけですが、自分がその目的地に監督として行くために行くということと、危険箇所を点検しながら行くということでは、やはり目も違ってくると思いますので、このことは重ねて、今後の野外活動に関しては教育委員会からも各校に通達をいただけますように、強くお願いしたいと思います。

それから、「問題点」の一番最後の「本件沢筋の危険性に気付かなかったこと」の「対策」で、大人が迷わずに通過するような場所でも中学生の視点では、経験値も浅いですし、そうはならないという場合があるということです。そのことについて、子どもたちが通った後にここが危険だということがその日の報告で上がってきたとしても、それは何もなかったことの後の危険だということで、もしかすると、事故が起きるぎりぎりのところでの危険をкаろうじて通過してきているということもあると思います。生徒の視点に立った危険の察知というのは、大人の目では大変だと思いますけれども、とにかく子どもの視点、何も経験したことがないという真っ白な視点に立って、今後もこのチェックを重ねてお願いしていただくように要望をしたいと思います。お願いいたします。

明 石 委 員 対策についてお聞きしたいのですが、千葉市の教員の中で社会教育主事の資格を持った方が少ないのです。

教員は、教科指導や特別活動など校内の活動は結構学習していますが、野外活動の専門家ではないのです。トランシーバーを持っても、携帯を普段使っているから携帯を使ってしまうのです。トランシーバーというのは、相当覚えないと使えません。だから4台あっても宝の持ち腐れです。学校の教員の強さと弱さを、これから教育委員会としてどこまで考えていくか。

例えば、学校図書館司書教諭の資格者は、12学級で1人は法律で決まっています。それで、読書活動をしましょうと。千葉市はものすごく頑張ってくれています。

それならば、社会教育主事の資格を持った方を何%にするとか、それが無理ならば、自然体験活動指導者の方を学校に1人配置するとか、そのような講習の勧めをするとか。

千葉市は小学校6年生で3泊4日でしたか、農山村留学もやっていますよね。非常に良いことですけれども、やはり自然体験というのは常に危険が伴うのは当たり前なのです。だから、やらなければいけないのです。余りびびってはいけないのですが、今日の報告書では、二重三重の安全対策を考えることは非常に良いことなのです。

これを見ると、「安全確認チェックシート」とか危機管理というのは、一重二重は出ているけれども、三重の安全対策とはならないと思っています。要するに、教員だけに任せてはだめですよと、今のままの教員では。どうすれば、その教員たちが自然体験のことにもっと目を向け、どうやってその講習会を受けていけるか、または資格を持った方に教員で来てもらうかとか、そういった対策を持たないと、非常に親としては多分心配すると思うのです。これが1点です。

もう1点は、学生の3人の補助員がありますが、野外活動の体験者をお願いするなどという、そういったことを今後していかなければならないと。

私は、このようなチャレンジは非常に必要なことなので、控えてはいけない、行くのだけれども、三重の安全チェックを用意して行かなければならないと考えます。そのためにはこの教育委員会で議論して、教員の研修のあり方、外部講師の登用の仕方を用意したい。そうしないと遺族の方に申し訳ないという感じがしていますし、千葉市の小学校6年と中学校2年の連携した自然体験の系統性を、教育委員会は応援しますよという仕組みをつくって

いきたい、そのように提案したいと思います。

保健体育課長 現地の活動、特にハイキング等においては、現地の案内人を要請することも、最大1校4人ではありますが可能となっています。

それから、学生補助員の雇用については、現在車いす等、体の不自由な生徒の見込まれる学校にということで、数は少ないものですから、6人という実態ではありますが、これについても委員のご指摘のように可能な限り要望をしていきたいというように思っています。

内山委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件に関しまして、私のほうから一つ気持ちを伝えたいと思います。

このような事故を起こしたことにつきまして、お亡くなりになりました生徒様並びにご遺族様には、教育委員会を代表し心からおわび申し上げたいと思います。また、一緒に自然教室に参加された生徒の皆様、その保護者の皆様には深い心の痛みを負わせてしまったことに対しましても、深くおわび申し上げたいと思います。二度とこのような事故を起こさないという決意のもとに、本件事故の教訓を踏まえた安全対策を実施していかなければならないと思います。改めて、亡くなられました生徒様のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

報告事項(2) 平成25年5月1日現在の児童生徒数について

内山委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(2)「平成25年5月1日現在の児童生徒数について」、報告します。

千葉市立小中学校の児童生徒数については、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて、5月1日現在の児童生徒数を各小中学校から報告を受けて集計しています。平成25年度の調査で5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子2万6,108人、女子2万4,929人の計5万1,037人であり、中学校では男子1万2,533人、女子1万2,025人の計2万4,558人でした。

調査結果については、千葉市ホームページにおいて5月末に公表しています。参考として、過去5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移を示しています。

次に、教育委員会会議第4回定例会の中でご質問がありました内容についてですが、千葉市立小中学校において、児童生徒数の

男子が少なく女子が多いというような傾向が見られるということでしたが、千葉市全体では平成21年度から25年度の5年間、児童生徒数は男子が女子を常に上回っている状況にあります。また、美浜区内において、私立の小学校へ通学している児童数も確認しましたが、男女の大きな差はありませんでした。

明石委員 私の質問に、お答え頂きありがとうございました。非常に貴重なデータだと思います。

それで、小学校で私立に流れた子どもたちの性差はないということですね。しかし、トータルで見ると男性が千葉市は多いというのは、小中学校で出ていますので、この理由は何かというのは、教育委員会でも考えていきたいと思っています。

これは私の推測なのですが、都市部の場合に、もし男子で第一子が多ければ、第一子で男性が生まれたら2人目は出産を控えるというプレッシャーがかかるのではないかと思います。非常に今、教育費にお金がかかりますよね。そうすると、子育てが難しくなってきます。東京に近い都市部ほど、第一子に男性が生まれた場合は第二子を産まないような傾向がないのか。そのような傾向がある場合は、教育委員会、市を上げて、もっと子育てを支援するようなことができると良いかと思います。それが、例えば郡部と言いますか人口が少ないところでは男女差が余りないと思えば、船橋や市川、柏と連携して、子育て対策の一つとして資料になり得るかなと思っています。

和田委員 確か全体として男性のほうが多いですよ。人類は男の子の方が多く生まれるようにできているらしいですよ。

明石委員 あとは、郡部のほうで差がなければ、都市化の現象かなと思います。

学事課長 ご指摘のことについては、第一子かどうかというデータは持ち切れていません。県内の郡部のほうでとのお話もありましたので、そこは少しデータをあたっていききたいと思います。

中野委員 これは過去の推移ということで、例えば今後5年、10年にわたってどのように推移していくのでしょうか。学校によって随分差が大きいのではないかなと思うのですが、もしそのようなデータがありましたら教えてください。

企画課長 まず全体的な状況で申し上げますと、小学校ですと、昭和56年度に9万1,814人のピークを記録した後、平成12年度まで減少を続け、13年度から少しずつ増加の傾向を示していま

すが、21年度をピークに再び減少傾向へ移行しています。

中学校についても、昭和61年度に4万5,133人を記録した後、平成17年度まで減少を続け、18年度から緩やかに増加傾向を示していましたが、今年度の推計の結果によると、27年度をピークにしてそれ以降は再び減少傾向に推移していくものと考えています。

学校別の児童生徒数推計に当たっては、住民基本台帳の0歳から6歳までの人数と、20戸以上のいわゆるファミリー世帯を対象としている開発行為を前提にしての推計ということになっており、さらに過去3年のその学校の入学率を勘案して児童生徒数の推計作業を進めています。

その中で、前年度の推計よりも今年度推計で児童数が大幅に増えているという状況のところを学校別で申し上げますと、緑町小学校については、28年度以降に開発行為ということもありまして若干増えている状況が出ています。小中台小学校もやはり開発が増えていることから、増加傾向にあります。稲毛第二小学校についても24年度の開発推計よりも実際には住宅が増えているということで、児童数も増えているという状況です。千城台西小学校も、開発行為数が増えているということで、児童数も増える可能性があるとのこと。さらには小学校で言いますと、小中台南小学校など稲毛地区は総じて、そのような傾向が強いという状況です。

一方、児童数が減っているところと申しますと、これは検見川小学校のエリアについては、開発規模よりも実際に入居している数が少なくなっているということも勘案して、マイナスの傾向ということです。それから、誉田東小学校が24年度の開発行為が少し延期になっているということで、推計上マイナスになっています。弥生小学校については、入学率が少し落ちているということがありまして、24年度の推計に比べると、今年の推計結果というのはマイナスになっているということです。

一方、中学校においては、小中台中学校の入学率が落ちているということがありまして、25年度以降の推計では、生徒数が少し減少傾向にあるという状況です。一方、稲毛中学校は、入学率、開発戸数ともに増えているということで、今後、生徒数も増えるという状況です。

篠原委員 特別支援学級の人数ですが、小学校、中学校の児童生徒数の

中に全部含まれているということですか。

学 事 課 長 含まれています。

報告事項(3) 平成26年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
内山委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告事項(3)「平成26年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について」、報告します。

全体の志願者数は7,712人で志願倍率が4.8倍。昨年度より75人多い志願数となりました。内訳を見ますと、小学校の志願者数は昨年度よりも35人多い2,380人で、倍率は3.4倍。また中・高共通の志願者数は52人多い4,321人で倍率は6.2倍と、小学校、中・高共通とも昨年度と同様の倍率となりました。他の特別支援学校、養護教諭とも同様の状況となっています。

今後の日程ですが、第1次選考は7月14日(日)に行い、今年度も市内中学校では花園中学校を会場とし、県内8会場、県外3会場での実施を予定しています。また、第2次選考は8月17日(土)から19日(月)にかけて、小学校以外の志願者を対象とし、また、8月23日(金)から25日(日)に、小学校の志願者を対象とした県内6会場で実施を予定しています。なお、1次選考の結果通知は7月下旬から8月上旬、第2次選考の結果通知は10月上旬から中旬にかけて、本人宛てに通知するとともにインターネット上での発表も予定しています。

和 田 委 員 県外会場について伺いたいのですが、岩手会場の受験者数が減ってきています。平成23年度はもう少し多くて600人を超えていたと思います。24年度の受験者数が減ったのは震災の影響があったのではないかなというような分析でしたが、今年も割合としてはかなり減ってきているのですが、これは何か理由が考えられますか。

教職員課長 県外の秋田、岩手、北海道会場において、秋田と北海道は昨年度までは小学校選考対象者のみとしており、岩手会場のみが小学校並びに中・高共通で実施していました。秋田会場を今年度より中・高共通も実施するという事で、この流れからしますと、今までは秋田の受験者が岩手のほうに集まっていたものが秋田会場で受験できるということで、このような動きがあったのではないかと捉えています。

和 田 委 員 わかりました。そうすると岩手と秋田を足した分が今までと

大体同じぐらいだということで考えれば良いのですね。

教職員課長 はい。

議案第14号 千葉市公民館管理規則の一部改正について

内山委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第14号、「千葉市公民館管理規則の一部改正について」、説明します。

公民館予約システムを導入するため、公民館管理規則の一部を改正するものです。この予約システムは、これまでの紙による申請に加え、インターネットによる申請も可能とするものであり、このインターネット申請手続等について管理規則に明記することが、今回の改正の趣旨です。

具体的な改正内容ですが、新たに必要となる使用者登録や使用許可申請に係る手続き、そして第6条においてインターネットを利用する場合の手続について規定しています。

さらに、併せて申請書の書式の見直しを行うものです。

最後に施行期日ですが、平成25年9月1日としたいと考えています。

議案第15号 平成26年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

内山委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第15号「平成26年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

平成25年度の基本方針と大きな変更はありません。

生徒定員と募集定員については、稲毛高等学校の普通科の人数が異なります。これは稲毛高校附属中学校からの内進生80人が普通科に進学する予定であることから、募集定員が生徒定員より80人少なくなっています。

前期選抜については、稲毛高校のみの海外帰国生徒の特別入学者選抜、全公立学校が対象の中国等帰国生徒の特別入学者選抜、それと後期選抜となっています。前期の選抜枠ですが、普通科については募集定員の30%以上60%以内、理数科と国際教養科については募集定員の50%以上80%以内とし、各高等学校で定めることとなります。

前期選抜の検査内容は、第1日目が県下一斉に実施する学力検査、第2日目が各高等学校において実施する検査となります。また、海外帰国生徒の特別入学者選抜と中国等帰国生徒の特別入学

者選抜についても、昨年度と変更はありません。

後期選抜ですが、後期選抜の検査内容は、県下一斉に実施する学力検査と、その後、各高等学校が必要に応じて実施する検査となります。いずれの選抜方法についても昨年度と変更はありません。

その他として、入学者選抜の実施に関しまして必要な事項については「平成26年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定めることとなります。

和田委員 稲毛高校の海外帰国生徒の特別入学者選抜についてですが、これは人数やパーセンテージの規定というのはありますでしょうか。

学事課長 これは市立高校2校の中では稲毛高校だけで行っているものですが、稲毛高校について各科おおむね4人以内ということで、これは県の教育委員会と協議した上で定めています。

和田委員 国際教養科が設置されていることもありまして、いわゆる帰国子女のお子さんが受験していることも十分に考えられると思うのですが、実際に志願者は、この枠で受験しないということですか。

学事課長 この枠は4人まで至っていない状況であり、この枠を使わずに受験されているということもあるように聞いています。

和田委員 要するに、その海外帰国生徒のお子さんがこの枠を使って受験することのメリットというのがさほどないということなのではないでしょうか。

学事課長 第2希望を申し出ることができるということだけという形になっており、この枠を使う受験生が増加しないというように判断しています。

和田委員 第2希望というのは、国際教養科が第1希望で、第2希望を普通科にするということですか。

学事課長 はい。

議案第16号 平成26年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

内山委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第16号「平成26年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

まず、平成25年度の基本方針についてですが、大きな変更は

ありません。

募集定員及び入学検査料等、昨年度と変更はありません。

入学検査の提出書類、提出期間は、冬季休業の1週間前を目安とし、平成25年12月12日及び13日の2日間で実施します。検査の期日は平成26年1月25日（土）となります。これは小学校教育活動に支障がなく、関係機関等との間で協議し決定した日程です。

検査の内容及び方法の変更はありません。

選抜結果の発表は、平成26年1月31日となります。

その他、上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成26年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項」に定めることとなります。

明石委員 検査内容についてですが、今年度からは、内進生として入学して6年間コースが終わり、新たに7年目に入るのですよね。そうすると、これまでの6年間の検査方法について、良かった点、悪かった点などを検討されたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

市立千葉高校の倍率は高いのですが、稲毛高校の普通科と国際教養科が県平均よりも下がってきているのです。80人のコースと200人のコースがありますよね。去年のデータを見ると、その3年間の教育で、80人の刺激を受けて良かったというような報告もあったのですが、それはなぜかということも含めて、その80人の内進生と200人の外進生がどこで交流し合ってきたのかとか、そのためには入試方法をもっと変えたほうが良いのかとか、6年間のデータはあるのでしょうか。それに基づかなくて、実施しているのはどうかと思ひまして。

やはり6年間の成果を見て、稲毛高校の求める生徒像を出して欲しいと思います。なぜ稲毛高校全体は倍率が上がらないのでしょうか。普通ならば、刺激を受けて倍率も上がって当たり前だと思うのです。この検査内容で良いのか。内進生の80人だけ育てるのか。もっと80人の殻を脱皮して、高校から入学した生徒とのダイナミックな交流をしていく。真のリーダーを育てるといような観点からですね。そのようなことを通して、もっと倍率が上がってくるかなと思うのですが、その辺の検討を事務局はどのようにされているのか伺いたいと思います。

学事課長 現在行われている稲毛高等学校と附属中学校の入学者選抜の

あり方については、平成１７年度に「千葉市中高一貫教育校の入学者の決定に関する検討会議」を設置し、方法を決めてきたものです。それを踏まえて今の形で、適性検査や面接を実施しているという経過があります。

明石委員ご指摘のような、この６年間の蓄積ということではなく、平成１７年度の検討会議に基づいた入学者選抜を続けてきているということでありまして、その辺の所はさらに検討しなければならないと思っています。

明 石 委 員　１７年度の検討会議で決めたことですよね。このテンポの早い時期に、大学などは生き残りをかけて、３年に１回中期目標を掲げています。やはり事務局が早くその検討会議をもっと開いて、検討して欲しいと思います。

附属中学校の倍率は１０倍くらいを保っていますが、何で高校の倍率が低いかわからないのです。

企 画 課 長　「市立高等学校改革の評価・検証の中間まとめ」という報告を、平成２３年２月に行っています。市立高等学校に、単位制を導入したということと、中高一貫教育が始まったということで、そのタイミングで中間まとめを行っています。その時点では直接、入学者の募集・選抜の基本方針までは触れていません。

その中間まとめにおいては、中高一貫教育の部分で内進生が６年間で卒業するのは本年の３月ということになりますので、その結果を踏まえて、今年度、最終まとめを行うことにしています。その中で、今、明石委員がお話しされたことも含めて可能な限り検証し、場合によっては新たに研究会の中で研究していければと思っています。

明 石 委 員　そうすると、今年度の３月に報告がまとまるわけですね。

企 画 課 長　その方向で対応したいと思います。

明 石 委 員　それを踏まえているのであれば、承知しました。

中 野 委 員　合格者８０人の方は誰も抜けることなく、全員入学してくるのでしょうか。

学 事 課 長　確約書というのを書いてもらい、それで応募者を採りますが、それでも転出などの理由で入学しないということは考えられますので、繰り上げて合格するという形にしています。

中 野 委 員　毎年何人かはそのような例もあるということでしょうか。

稲毛高等学校長　平成２４年度は８人が確約書未提出で繰り上げ合格を実施しています。平成２３年度が１０人となっています。

明 石 委 員 合格発表が1月31日ですよね。東京・神奈川の私立は2月1日以降試験をしますから、稲毛高校附属中を受験しておいて、私立に合格したら附属中には入学しないということも起こります。その辺も検討会議で扱って欲しいと思います。どのような受験者が入学しなかったのか。おそらく、成績上位者が入学していないと思います。

内山委員長 そうでしょうね。

明 石 委 員 検討会議の結果を待ちたいと思います。

議案第17号 平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

内山委員長 指導課長、説明をお願いします。

指 導 課 長 議案第17号、「平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。

採択対象となる教科用図書ですが、学校教育法附則第9条の規定による平成26年度使用教科用図書です。これは、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、毎年度採択していただいているものです。

特別支援学校、特別支援学級においては、検定済教科書または文部科学省著作の教科書を使用することを原則としていますが、児童生徒の実態に応じて一般図書の中から教科書を選ぶことができます。

次に、採択期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めにより、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととされています。

採択方法は、次の手順を経て行われます。千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。

教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、8月上旬に、それぞれ平成26年度使用教科用図書として教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員会については、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書に係る専門調査員会を設置します。

次に、採択基準ですが、千葉県教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における平成26年度使用教科用図書の採択について」に示されている、「選定に必要な資料について」の「選定資料作成の基本的観点」をもとに、児童生徒及び地域性への適合を勘案

し、採択を行うことになります。

最後に、採択の透明性及び公正確保の観点から、採択に係る教育委員会会議を公開するとともに、関係資料に関しては県に準じて、採択が終了する日の翌日である 9 月 1 日以降公開したいと考えております。

議案第 18 号 平成 26 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

内山委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第 18 号、「平成 26 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。

高等学校の教科書については、千葉市立高等学校管理規則第 19 条の規定により「教科書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする」とされています。議案第 17 号の義務教育諸学校と異なる点を中心に説明します。

まず、採択方法についてですが、校長は、千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた「教科書編集趣意書」等を活用するとともに、校内で研究会を開催するなどして十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が平成 26 年度使用教科用図書の採択を行うこととなります。

次に、採択基準についてですが、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案し採択を行うことになります。

議案第 19 号 請願について

内山委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第 19 号「請願について」、説明します。

請願の提出者は大阪府在住の方です。

最初に請願の趣旨について説明します。本請願は鑑文に相当する請願書と、複写して配布することを想定したチラシに相当する資料により構成されています。

請願書に記載された請願趣旨の内容は、貧困な家庭で育った子どもが成人後も貧困状態から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖を断ち切る効果的な方法を提案するので、小学校・中学校・高校を通じて、資料を各家庭に配布することを検討してほしいというものです。

そして、チラシに相当する資料の内容は、学費免除がある大学・専門学校、奨学金制度や大学の通信教育、大学の休学制度、定時制高等学校、各種専門学校、高等専門学校などについて説明があり、近畿地方を中心として具体的な校名が挙げられ紹介されています。

本市においては、子どもたちが進路学習や職業体験などを通じて勤労観や職業観を自ら確立できるよう学習しているとともに、特に進路指導においては児童・生徒の家庭環境や職業観を踏まえながら、進路希望を実現するためのさまざまな情報提供に努めています。こうした情報の中には奨学金制度や各大学の授業料減免制度の紹介など、請願者が求める情報も含まれ、既に効果的な進路指導が適宜行われているものと考えています。

なお、請願者の提案内容には、請願者が収集した不確かな情報なども含まれることから、学校を通じてこれを保護者に配布するということは適切ではないと考えています。

明 石 委 員 今の課長の提案に賛成です。

この文書の趣旨には大賛成ですが、こういった文書を千葉市の小・中・高校の家庭に配るということについては、千葉市自身がやっているのでも、必要ないと考えます。文書の趣旨としては、個人的には非常良いことを書いていると思いますので、こういったことを含めて、千葉市は一層、格差社会の是正に努めていきたいということは申し上げたいと思います。

請願には反対します。

内山委員長 他にありませんか、よろしいでしょうか。（特になし。）
それでは採決に移ります。

議案第19号に係る「請願第2号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成の委員なし。）

内山委員長 賛成の方はおりません。よって、請願第2号を不採択とすることと決定しました。

内山委員長 ここで、和田委員におかれては都合により退席されましたが、委員の過半数の出席を得ていますので、会議は成立しております。

議案第20号 平成25年度補正予算について

委 員 長 学事課長、指導課長、順に説明をお願いします。

学 事 課 長 議案第20号「平成25年度補正予算について」、説明します。

補正理由ですが、平成23年に発生した生徒死亡事故について遺族との間で和解成立の見込みが立ったこと、並びに国の財源を活用した理科学習における教材教具の整備及び学力の定着状況などの課題を解決するための学力向上サポーターの配置に必要な補正予算を編成するものです。

補正予算額は1億4,639万6,000円です。

補正予算の内容は3件です。

初めに、学校事故賠償金です。生浜中学校生徒死亡事故に係る賠償金額6,262万4,000円のうち、独立行政法人日本スポーツ振興センターの死亡見舞金2,800万円は既に遺族に支払われていることから、この死亡見舞金額を差し引いた3,462万4,000円について補正予算として計上するものです。

なお、財源は全額、全国市長会学校災害賠償保険からの保険金です。

指導課長 次に、理科備品整備について説明します。

補正理由ですが、各学力調査結果等から観察・実験を取り入れた授業の充実が大きな課題となっており、その基盤となる教材の充実が求められています。国からも理科の教材・教具の整備充実を図るよう示されており、その充実を図るものです。

補正予算額は1億300万円です。

その内容ですが、具体的に次の3つの観点から整備を進めます。

1つ目は、防災対策、安全な薬品管理という視点で進めていきます。薬品を保管する薬品庫が耐用年数を超えて老朽化が目立つ学校が多くなっていますので、腐食性に強く耐震性のあるものに交換します。

2つ目の観点として、児童生徒の関心意欲や学力向上を図るためのデジタル教材の整備・充実についてです。本市では他市に先駆けて各学校に電子黒板や大型液晶テレビが整備されていることから、デジタル顕微鏡等を整備しその活用充実を図ります。

3つ目ですが、環境に配慮した廃液等の処理についてです。持続可能な社会を実現するための教育、ESDの考え方が国際的な広がりを見せていること、また、理科の学習においても再生可能エネルギーや資源の有効活用等を含めた環境教育の充実を図っていく必要があるため、観察・実験の際に出る酸・アルカリ等の廃液を処理するための装置を整備します。

次に、学力向上サポーター配置事業ですが、補正理由として、

本事業は本市児童生徒の学力の向上を目指して新たに開始するものです。学習指導要領の改訂により、学習内容が増加しており、平成24年度の本市の調査結果から、学力の定着状況や各教科に対する関心意欲・態度に課題があるということが明らかになってきました。将来も本市の児童生徒の学力を維持し、さらに向上させていくための対策として考えています。

補正予算額は877万2,000円です。

内容として、本事業は退職教員等の技量を活用し、児童生徒の学力向上を図ります。活動は、主に算数・数学教育等において学習への支援が必要な児童生徒に、授業時間を通じての学習支援、個々の児童生徒の取り出し指導、放課後の補習指導等を行っていきます。また、併せて、若年層教員に対して学習指導上のアドバイスや教材開発支援等を行うことで、教師の指導力向上の助けにもなることを期待しています。

委員 「理科備品整備」ですが、デジタル顕微鏡を中学校は56校全校ですよ。これは非常に良いことだと思います。

小学校は105校ですけれども、113校ありましたよね。あと8校行き届かないのは、もっと市の予算を増やして全部やるようにできませんか。

指導課長 この事業については国の予算の2分の1の補助を使いますから、その縛りで、各学校の理科の備品の充足率が100%を超えている学校にはその補助金を使えないということになっています。金額で100%になっているだけであって、デジタル顕微鏡が100%あるわけではないということで、そちらについては違う配付予算等で平等に考えていければと考えています。

委員 もう1点は学力向上についてです。退職校長先生を含めた、退職教員でNPOをつくっていますよね。その力を、やはり使っていたきたいと思います。

そこでお願いですが、配置校は25校でしょう。この前私が申し上げました準要保護率の高い学校が、中学校・小学校で、十数校あるのです。まず、そこに重点的にお願いしたい。とにかく、先生方の中で、大変だと言われる学校に対するサポートを集中的にやるということです。この前申し上げましたように、校長先生や教員の人事をはじめ、外からも教育委員会が応援しますよというメッセージ性があると思います。ですから、当面まずそこと、あとは15%以上とか、そういったある基準に基づいて、全部行

ってもらいたいけれども予算がありませんもので、そういった重点配置をお願いできればと思っています。

指導課長 学校をどのように想定するかについてですが、先生方の中でも経験の少ない講師が配置されており、まだ初任者研修を受けないうで授業をしなければいけない先生も多くいます。そういうことから、若年層教員の教導につなげるということも考えていきたいと思います。また、児童数がまだ35人以上の学級もあります。そういったことも考えながら、25人を適切に配置して効果を上げていきたいと考えています。

委員長 考え方を持ってやっていますね。

委員 支給額については、年間が決まっているのか、それとも日当なのか、こういった形で支払われるのでしょうか。

指導課長 千葉市の嘱託職員の規定によりまして、1時間あたり1,200円となっています。1,200円を1日4時間で週3日ということで考えています。

議会の議決を経まして9月以降配置していきたいと思っています。

議案第21号 財産の取得について

委員長 学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第21号「財産の取得について」、説明します。

本議案は千葉市立打瀬中学校の増築校舎等を取得するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものです。

本議案は平成7年に開校した千葉市立打瀬中学校において、打瀬地区の開発に伴う生徒数の増加により教室不足が生じたため、立替施行により千葉市都市整備公社が整備した増築校舎等の買い戻しを行うものです。

取得財産についてですが、打瀬中学校の増築校舎等を取得するものです。

所在地は、美浜区打瀬3丁目12番地1で、施設概要については、増築校舎は鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積421平方メートル、教科教室6室です。また、既存校舎の一部施設は、生徒が各教科教室に移動するための拠点となるホームベース6室を整備し、生徒各自のロッカーなどを設置したものです。

次に、取得予定価額は1億1,375万2,491円、建設年度は平成15年度で、翌年4月に供用開始しています。

議案第22号 損害賠償額の決定及び和解について

委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第２２号「損害賠償額の決定及び和解について」、説明します。

まず、事案の概要ですが、平成２３年１０月２０日に千葉市高原千葉村で実施した自然教室に参加していた千葉市立生浜中学校２年生の女子生徒がウォークラリー中に崖から転落して死亡したものです。

和解の相手方ですが、死亡した女子生徒のご遺族である千葉市中央区在住の男性ほか３人です。

和解に至る経過ですが、平成２４年２月１３日に相手方に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターから死亡見舞金２，８００万円を給付しています。そして、このたび平成２５年６月５日に損害賠償等について、相手方と仮和解を締結しました。

次に、和解条項案の概要です。（１）千葉市は、相手方に対し、損害金として独立行政法人日本スポーツ振興センター給付金２，８００万円のほか、３，４６２万３，５２４円の支払義務があることを認める。（２）千葉市は、相手方に対し、平成２５年７月末日までに上記損害金を相手方の指定する預金口座に振り込むことにより支払う。（３）相手方は、千葉市に対するその余の請求を放棄する。（４）千葉市及び相手方は、本件事件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。以上が主な和解条項です。

和解理由ですが、学校が実施する校外活動においては、校内における活動よりも高度な安全配慮義務があるといえるところ、本件事故は、安全対策に関する組織的なチェック体制が十分機能していなかったなどの問題点が判明しており、市が安全配慮義務を怠ったことによるものと認められることから、損害賠償の額を定め、相手方と和解するものです。

最後に、損害賠償金額及び支払期限ですが、損害賠償額は３，４６２万３，５２４円となっています。これは当事案に係る損害賠償総額６，２６２万３，５２４円から、平成２４年２月１３日に給付済みの独立行政法人日本スポーツ振興センター死亡見舞金２，８００万円を除いた額です。なお、損害賠償金については、全額全国市長会学校災害賠償補償保険で補てんされます。また、先ほど説明しました補正予算案にて対応します。

次に、損害賠償金の相手方への支払期限ですが、平成２５年７

月末日となっています。

8 その他

- (1) 特別支援学校の児童生徒の人数の推移について、篠原委員から質問があった。
これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

篠 原 委 員 特別支援学級と特別支援学校の児童生徒数について、平成21年度からの推移はわかりますか。

学校教育部長 特別支援学校に通う生徒は、過去10年間で倍以上になっており、養護学校の教室の狭隘化が生じていることから特別支援学校をつくりましたので、その数字については10年分まとめてあります。特別支援学級を含め、資料をお持ちします。

- (2) 次回第7回定例会は、平成25年7月17日（水）午後2時より開催することと決定した。

9 閉会

内山委員長より閉会を宣言